

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称		仙台銀行		
■取組方針掲載ページのURL :		https://www.sendaibank.co.jp/aboutus/management/customer/		
■取組状況掲載ページのURL :		https://www.sendaibank.co.jp/aboutus/management/customer/		
原則2 注	【顧客の最善の利益の達成】 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保有し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、これらの業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。		実施	項目1. お客さまの最善の利益の追求 アクションプラン(取組み方針)
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	項目1. お客さまの最善の利益の追求 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】①、②、③
原則3 注	【利益相反の適切な管理】 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのため具体的に対応方針をあらかじめ策定すべきである。		実施	項目2. 利益相反の適切な管理 アクションプラン(取組み方針)
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	項目2. 利益相反の適切な管理 アクションプラン(取組み方針)
原則4 注	【手数料等の明確化】 金融事業者は、名前をわざわざ、顧客が負担する手数料そのものの費用の詳細を、当該手数料等がどのような手数料等の範囲に属するのかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。		実施	項目3. 手数料等の明確化 アクションプラン(取組み方針)
	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなげていくことを目指すべきである。		実施	項目3. 手数料等の明確化 アクションプラン(取組み方針)
原則5 注	【重要な情報の分かりやすい提供】 金融事業者は、顧客との情報の対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの範囲、推奨内容に関する重要な情報や顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。		実施	項目4. 重要な情報の分かりやすい提供 アクションプラン(取組み方針)
	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、 損失その他リスクのリスク取扱い 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスの確定率(顧客のニーズ及び意向を踏ましたものであると判断する理由を含む) 顧客に対する販売・推奨等を行う金融商品・サービスについて、顧客との利益相反の可能性がある場合の具体的な内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれらが取引又は業務における影響		実施	項目4. 重要な情報の分かりやすい提供 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】①
注2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをパッケージして販売・推奨等する場合には、個別に購入すること可能であるか否かを顧客に示すとともに、パッケージ化する場合としない場合と顧客に比較較えることが可能となるうえ、それらの必要な情報について提供すべきである(注2)～(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ)。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易である、説明を括ることのない該当的な内容の情報を提供すべきである。		実施	項目4. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み事項】②、③
注4	金融事業者は、顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスの明確さに見合った情報提供を、分かりやすくてうきべきである。単純で直感的で商品の販売・推奨等を行う場合には、商品の内容と比較することが容易となるように簡潔に資料を用いつつ、リカバリーの範囲など基本的に構造を含め、より分かりやすくて簡単な情報提供ができるよう工夫する。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融事業者は、顧客に販売・推奨等を行う場合には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特段強調などして顧客の注意を促すべきである。		実施	項目4. 重要な情報の分かりやすい提供 【取組み事項】④
注5	【顧客にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の販売状況、取引経験及び取引目的ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。		実施	項目5. お客さまにふさわしいサービスの提供 アクションプラン(取組み方針)
	金融事業者は、顧客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスの組合せによって異なる場合、顧客が各商品の販売・推奨等を行う際に、顧客の意向に基づき、長期的な視点に配慮した。 顧客が各商品の販売・推奨等を行う際に、顧客の意向に基づき、長期的な視点に配慮した。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
注2	金融事業者は、顧客が各商品の販売・推奨等を行う際に、顧客の意向に基づき、長期的な視点に配慮した。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融事業者は、顧客が各商品の販売・推奨等を行う際に、顧客の意向に基づき、長期的な視点に配慮した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
注4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けやすい金融商品の販売・推奨等を行う場合には、商品の特性等を踏まえて、販売対象として潜在顧客の属性を踏まえた「公平感」とともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行なうべきである。		実施	項目5. お客さまにふさわしいサービスの提供 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】④
	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	項目5. お客さまにふさわしいサービスの提供 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】⑤
注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全体として顧客の最高の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、金融商品の組成に携わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入した顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
注5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に対して、その属性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行なうべきである。		実施	項目5. お客さまにふさわしいサービスの提供 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】⑥
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
注6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		実施	項目5. お客さまにふさわしいサービスの提供 アクションプラン(取組み方針) 【取組み事項】⑦
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
注7	【労働者に対する適切な動機づけの枠組み等】 金融事業者は、顧客の最高の利益を達成するための行動、顧客の公正な取扱い、業績評価体制、従業員修身のその他の適切な枠組み等を構築すべきである。		実施	項目6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等 アクションプラン(取組み方針)
	金融商品の販売に携わる金融事業者は、顧客の最高の利益を達成するための行動、顧客の公正な取扱い、業績評価体制、従業員修身のその他の適切な枠組み等を構築すべきである。		実施	項目6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等 アクションプラン(取組み方針)
補充原則1	【基準遵守】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライセンス全般の体制のパッケージによる金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
補充原則2	【体質整備】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商品のライセンス全般の体制のパッケージによる金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
補充原則3	【金融商品の組成の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するかを勘案し、商品の持続可能な特性や金融商品の属性等に応じて、商品の購入すべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニーズに最も合致するかを勘案し、商品の持続可能な特性や金融商品の属性等に応じて、商品の購入すべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
補充原則4	【金融商品の組成後の対応】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確実されているかを確認する上では、金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、販売全般において顧客の最高の利益を実現するため、販売全般において顧客属性に関する情報や、金融商品の属性の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を取るべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
補充原則5	【顧客に対する分かりやすい情報提供】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制やプロダクトガバナンス体制について分かりやすい情報提供を行なうべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照
	金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行なうべきである。		非該当	※4ページ記載の注意書きを参照

【照会先】

部署	個人営業部 審査営業課
連絡先	022-225-8955